表中黒木町、

星野村、

立花町及び矢部村の項を削り、

八女市の項中

福岡県選挙管理委員会委員長

藤

井

克

已

八女市総合体育館

馬場四三

一四番地

員会告示第二号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月十二日

公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定

(昭和五十三年一月福岡県選挙管理委

福岡県選挙管理委員会告示第二十二号

選挙管理委員会

八女市豊岡コミュニティ

センター

黒木町本分一五九〇一二 黒木町今二三一八—一一 三四番地

八女市串毛コミュニティセンター

//

黒木町土窪

四四

九 |

黒木町笠原七五五二

六九

三五

八女市笠原集会所

八女市黒木開発センター

黒木町桑原二一二 黒木町北木屋 黒木町大淵

八女市木屋農村環境改善センター

八女市大淵基幹集落センタ

八女市総合体育館

馬場四三

八女市体育センター



成  $\equiv$ 士 千 七 年 + 月十二 三 号 日

(1)

増 刊

選挙管理委員会

目

次

公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定の一部改正

(市町村支援課)

改める。

	″ 星野村一五八八〇	//	八女市上郷地域交流センター
	〃 星野村一○七七五—一四	"	八女市星野総合保健福祉センター
	〃 星野村二六五四―三	"	八女市星野けやき体育館
	〞 矢部村北矢部一○九七七—一	"	八女市矢部基幹集落センター
	〃 立花町山崎二五二二―一	"	八女市立花隣保館
	2 立花町谷川一一五五	"	八女市立花町担い手研修センター
	/ 立花町谷川一一一一	"	八女市働く婦人の家
	立花町谷川一一三○	"	八女市立花体育館
に	〃 黒木町桑原二一二―一	"	八女市黒木体育館

を

定期発行日 毎週月水金曜日